

大口町告示第16号

おおぐち応援券事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

大口町長 鈴木雅博

おおぐち応援券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰による町民の負担を緩和するとともに、地域における消費を喚起及び下支えするため、おおぐち応援券の発行等の事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) おおぐち応援券 前条の目的を達成するために、大口町が発行する様式第1の文書をいう。
- (2) 交付対象者 令和8年4月1日現在で、本町の住民基本台帳に登録のある19歳以上の者
- (3) 特定取引 おおぐち応援券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (4) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったおおぐち応援券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は大口町とし、大口町商工会（以下「商工会」という。）に本事業の一部を委託することができる。

(おおぐち応援券の配布等)

第4条 町長は、この要綱に定めるところにより、交付対象者1人につき5,000円分のおおぐち応援券を交付する。

(おおぐち応援券の使用範囲等)

第5条 交付対象者は、おおぐち応援券を次に掲げる事項を遵守したうえで、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- (1) 令和8年6月1日から令和8年8月31日までの間の使用とすること

(2) 特定取引に使用されたおおぐち応援券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いを受けないこと

(4) 交付された本人又はその代理人若しくは使用者のみの使用とすること

(5) 次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできないこと

ア 不動産又は金融商品

イ たばこ

ウ 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

オ 国税、地方税、使用料等の公租公課

2 交付対象者は、交付されたおおぐち応援券を転売、譲渡及び換金することができない。

（特定事業者の登録等）

第6条 町長は、別に作成する募集要項を公表して特定事業者を募集し、登録する。

2 前項により応募する特定事業者は、事業参加申込書兼誓約書（様式第2）を町長に提出するものとする。

（特定事業者の責務）

第7条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引において、おおぐち応援券の受け取りを拒まないこと

(2) おおぐち応援券の交換、譲渡及び売買を行わないこと

(3) 大口町と適切な連携体制を構築すること

(4) その他前条第1項の募集要項に定める事項

2 町長は、特定事業者が前条に掲げる事項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

（おおぐち応援券の換金手続）

第8条 特定事業者は、おおぐち応援券実績報告書兼請求書（様式第3）に使用さ

れた応援券を添えて実績を報告するとともに、その券面金額に相当する金銭を町長に請求するものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、令和8年8月31日までの特定取引において受け取ったおおぐち応援券を令和8年9月30日までに町長に提出して、券面記載の金額での換金を申し出るものとする。

3 換金の方法及び回数は、町長が別に定める。

(おおぐち応援券に関する周知等)

第9条 町長は、おおぐち応援券事業の実施に当たり、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用しています	
<h1>おおぐち応援券</h1>	
<h2>¥500</h2>	
お釣りは出ません	
有効期間 2026年6月1日から8月31日まで	
※参加店で使用できます。最新の参加店情報はこちらから	
発行：大口町	
国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用しています	

国の物価高騰対応重点支援地方交付金活用事業

国の物価高騰対応重点支援地方交付金活用事業

転売禁止

二次元
コード

（裏面）

おおぐち応援券のご利用上の注意

- この応援券は、現金との引き換えはできません。
- この応援券は、つり銭を受け取ることはできません。
- この応援券の盗難・紛失・破損等の場合は、その責任を負いません。大切に取り扱いして下さい。
- この応援券には有効期間があります。必ず期間内にご使用ください。
- この応援券は、大口町内の参加店全店でご利用いただけます。ただし、一部ご利用いただけない商品、サービスがありますのでご注意ください。
- この応援券は、転売禁止です。

大口町長 様

所在地

事業所名

代表者氏名

生年月日(※個人事業主のみ)

S・H 年 月 日

担当者名

連絡先電話番号

事業参加申込書兼誓約書

当店(事業所)は大口町が実施するおおぐち応援券事業の趣旨を理解し、参加店として申し込みます。これに合わせて大口町の債権者として登録されることに同意します。また、参加にあたり事業所間取引及び直接換金等の行為を誓約します。

表示店名	(チラシに掲載します)
所在地	(チラシに掲載します)
電話番号	(チラシに掲載します)
F A X	
事業内容	
ホームページ リンク希望 HPアドレス (希望「有」の 場合)	有・無

振込先口座	
金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合 本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座
口座番号	
口座名義(カタカナ)	

備考	※大口町に債権者登録をされている場合は債権者番号をご記入ください。 債権者番号 _____
----	--

※振込先確認のため通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。

(事務処理欄)			
受付月日	担当者(取扱者)	債権者登録申請日	申請番号
月 日		月 日	

様式第3 (第8条関係)

おおぐち応援券実績報告書兼請求書

年 月 日

大口町長 様

所在地

事業所名

代表者氏名

担当者氏名

連絡先電話番号

債権者番号※

_____ (※不明な場合は空欄で構いません)

このことについて、別添のとおり使用されましたので下記のとおり請求します。
記

1. 今回の報告対象期間	月 日から 月 日まで
2. 換金枚数	500円×_____枚
3. 請求金額	金_____円

※事務処理欄

確認日	確認者氏名または印
月 日	